

第 6286 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月24日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	---

## ♠ 輸出物品販売場制度の免税販売手続が電子化

**Q**：消費税の輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されるそうですが、どのようになるのですか？

**A**：令和2年4月1日から電子化されます。

### 【解説】

令和2年4月1日から、消費税の輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の方法は、次のとおりです。

#### ①旅券(パスポート)等の提示・情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます。

#### ②非居住者であることの確認

事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者であることを確認します。

#### ③購入者に対して必要事項を説明

事業者は、免税対象物品を購入する購入者に対し、その免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものであることなどを説明します。

#### ④免税対象物品の引渡し

事業者は、販売する物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装し、購入者に引き渡します。

#### ⑤購入記録情報の提供

事業者は、免税販売の際、一定の事項を記録した電磁的記録をネット回線等を通じて国税庁長官に提供します。

#### ⑥購入記録の保存

事業者は、⑤の情報を保存しておきます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

